

連合農学研究科教授会の審議事項及び代議委員会へ付託する事項について

平成 27 年 7 月 31 日 第 91 回連合農学研究科教授会 承認

連合農学研究科教授会及び代議委員会は、連合農学研究科運営規則第 5 条第 1 項、第 2 項、及び第 6 条第 1 項第 4 号に基づき、下記の事項について審議する。

1. 連合農学研究科教授会の審議事項

- 1) 規則規程等の制定及び改廃
- 2) 研究科長候補者の選考
- 3) 研究科副科長の選考
- 4) 研究科長補佐の選考
- 5) 代議委員の選出
- 6) 教員資格審査結果の合否
- 7) 教員資格再審査結果の可否
- 8) 入学者の上申に関する事
- 9) 新入生の指導教員の選定
- 10) 研究指導等の基本
- 11) 課程修了の認定
- 12) 学位授与の可否の認定（学位の取消しの認定を含む）
- 13) その他研究科の運営に関する重要事項

2. 代議委員会の審議事項

- 1) 専攻主任の選考
- 2) 指導教員の変更
- 3) 指導教員を補助する教員の変更・補充
- 4) 主指導教員の退職に伴う確約書
- 5) 学生の身分に関する事（入学及び課程の修了に関する事項を除く）
- 6) 学位論文審査の付託（課程）

- 7) 学位論文審査委員の選出（課程）
- 8) 課程を経ない者（論博）の学位論文受理の可否、学位論文審査委員の選出
- 9) 学生の表彰
- 10) 非正規生の身分に関する事
- 11) 委員会委員の選出
 - 連合農学研究科が選出するとされている全学委員会委員
 - 連合農学研究科が設置する委員会委員（代議委員を除く）

附 則

この申合せは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 19 回連合農学研究科教授会承認の連合農学研究科教授会審議事項の代議委員会への委任に関する内規は、廃止する。